

さいたま市監査委員告示第43号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年4月7日付けさいたま市監査委員告示第11号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があつたので、別添のとおり告示する。

令和 7年 8月 7日

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	阪 本 克 己
同	金 井 康 博

指摘事項等措置報告書

環境局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
[工事] 施設部 環境施設管理課 ・（仮称）新開共同集会所建設工事 水道分担金において、本来別途予算化した費用により水道利用者が水道事業者に対して支払うべきでありながら工事費に含め支払っていた。 また、分担金は消費税分を控除した単価を計上すべきところ、消費税分を含めた単価を計上していたため、結果として二重に計上とする金額となっていることから用途の性質及び使用単価を精査し、適正に積算すべきである。	工事費の積算について、各項目における用途の性質及び使用単価の確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。 また、当該工事において二重計上していた消費税分については、工事請負業者と返還について協議を行い、令和7年6月24日に返還を確認しました。